

さくら市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さくら市広告事業実施要綱（平成18年さくら市告示第156号。以下「要綱」という。）第2条第3号に規定する市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に有料広告を掲載する場合の取扱いについて、要綱第18条の規定により要綱及びさくら市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する有料広告（以下「広告」という。）は、バナーとする。

(広告の位置)

第3条 広告は、市ホームページのトップページで、市長が指定する位置に掲載する。

(広告の数)

第4条 広告の数は、10個とする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格又は大きさは、次の表のとおりとする。

天地	50ピクセル以内
左右	180ピクセル以内
容量	6キロバイト以内
ファイル形式	GIF又はJPEG（静止画）

(掲載の期間)

第6条 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、12箇月まで連続して掲載できるものとする。ただし、年度を超えて連続して掲載することはできない。

2 広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

3 広告は、掲載を開始する日の午前9時から掲載し、掲載を終了する日の午後5時に削除する。

(広告掲載の申請)

第7条 要綱第4条に規定する申請者が同条の規定により広告掲載の許可を申請で

きる広告の数は、掲載を希望する月当たり1個とする。

(広告掲載の決定)

第8条 要綱第6条に規定する広告主は、当該広告掲載の決定の取消しを文書により申請することができる。

(広告掲載料)

第9条 要綱第11条の規定により定める広告1個当たりの広告掲載料は、1箇月につき1万5,000円とする。ただし、第11条第3項の規定を適用する場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第10条 要綱第13条ただし書の規定による広告掲載料の還付は、当該広告の掲載期間の残りの月数に応じて行う。ただし、月の途中で広告が掲載できなくなった場合は、当該月について日数割りを行い、1円未満は切り捨てるものとする。

(広告の募集)

第11条 要綱第14条に規定する公募は、広告募集要項を別に定め、市ホームページ、さくら市広報紙の発行に関する規則(平成19年さくら市規則第79号)第1条に規定する広報さくら等への記事の掲載により行う。

2 第3条に規定する広告の位置に空きが生じた場合又は第4条に規定する広告の数を増やした場合は、随時公募を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、広告の募集について、民間の事業者に委託することができる。

(リンク)

第12条 広告主は、広告のリンク先のウェブページを別のウェブページに変更する場合は、変更する日から起算して7日前までに市長に申請するものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。